

福岡県美容生活衛生同業組合

定 款

福岡県美容生活衛生同業組合

福岡県美容生活衛生同業組合定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、美容業について衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、自主的活動を促進するとともに、過度の競争を防止するために営業形態の適正化を図り、営業の振興の計画推進等の措置を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、福岡県美容生活衛生同業組合と称する。

- 2 この組合及び第8条に定める美容師養成施設においては、それぞれ通称を用いることができる。

(地 区)

第3条 この組合の地区は、福岡県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 この組合は、主たる事務所を福岡市中央区荒戸2丁目3番12号に置く。

- 2 各支部の事務所は、この組合の連絡事務所を兼ねるものとする。

(支 部)

第5条 この組合は、原則として保健所の行政区域ごとに支部を置く。ただし、組合運営上必要があるときは、理事会の議を経て支部を設置することができる。

- 2 支部の事務所の所在地は、別表に定める。

(公告の方法)

第6条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、機関紙又は西日本新聞に掲載して行う。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 削除(適正化規程)
- ② 削除(適正化規程)
- ③ 削除(適正化規程)
- ④ 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
- ⑤ 化粧品、消毒薬品、消毒器の規格又は基準に関する検査

- ⑥ 組合員の営業に関する共同施設
- ⑦ 組合員に対する営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金のあっせん
- ⑧ 組合員の営業に関する技能の改善向上、若しくは審査又は技能者の養成に関する施設
- ⑨ 組合員の福利厚生に関する事業
- ⑩ 組合員の共済に関する事業
- ⑪ 事業者台帳の作成に関する事業
- ⑫ 組合員の経済的地位の改善のためにする組合協約の締結
- ⑬ 組合員の営業に係わる老人の福祉、その他地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導、その他当該事業の実施に資する事業
- ⑭ 小組合に関する情報の提供その他の援助又は助言
- ⑮ 振興計画の作成及び振興事業の実施
- ⑯ 前各号の事業に附帯する事業

(養成施設)

第8条 この組合は、前条第8号に掲げる事業の目的を達成するために、美容師法第4条第3項に規定する美容師養成施設を設置する。

2 前項の養成施設は、福岡美容専門学校（以下「学校」という。）と称する。

第3章 組 合 員

(資 格)

第9条 この組合の組合員となる資格を有する者は、組合の地域内において美容業を営む者とする。

2 前項に規定する資格者が2店舗以上の開設者である場合は、その施設数の組合員となる資格を有する。

(加 入)

第10条 この組合に加入しようとする者は、氏名若しくは名称、住所及び営業を行う場所を記入した加入申込書に加入金を添えて提出しなければならない。

2 加入申込書を受けたときは、理事会でその加入を承認するかどうかを決定して、組合員名簿に記載する。ただし、理事会は正当な理由がないのに、その加入を拒み、又その加入につき、現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

3 加入金の額は、総代会で定める。

(加入者の出資の払込)

第11条 前条第2項の承認を得た者は、遅滞なくその引き受けようとする出資口数に応

じ、その全額の払い込みをしなければならない。ただし持分の全部又は一部を継承することにより加入するときは、この限りではない。

(相続加入)

第12条 死亡した組合員の相続人で、組合員たる資格を有する者の一人が、相続開始後90日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始の時に、組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申し出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(脱退)

第13条 組合員は、次の事由によって、脱退する。

- ① 組合員たる資格の喪失
- ② 死亡又は解散
- ③ 除名
- ④ 組合費を5ヶ月以上滞納

2 組合員に前項第1号及び第2号の事由が生じたときは、15日以内に届け出するものとする。

3 組合員は、第1項各号に定める事由によることなく自由脱退しようとする場合は、この組合に予告をし、その予告を行った日の属する事業年度の末日において脱退することができる。

4 前項の予告は、当該事業年度の12月末日までに脱退の旨を記載した書面で行わなければならない。

5 組合員に前1項第4号の事由が生じたときは、事由が確定した時の月末に脱退しなければならない。

(除名)

第14条 次の各号の一に該当する組合員は、総代会の決議によって、除名することができる。この場合において、この組合は、その総代会の会日の1週間前までに、当該組合員に対して、その旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- ① 削除(適正化規程)
- ② 出資の払込み、経費の支払い、その他組合に対する義務を怠った組合員
- ③ 組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした組合員
- ④ 組合の秩序を乱す行為をした組合員
- ⑤ 組合の事業の利用につき不正行為をした組合員
- ⑥ 法令違反、その他組合の信用を失わせるような行為のあった組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第15条 組合員が脱退したときは、その出資金の全額を払い戻すものとする。ただし、この組合の財産が払込出資額より減少したときは、その額とする。

2 前項の脱退が除名によるときは、払込金額の半額を除名負担金として組合に納め残りを払い戻すものとする。

3 第1項に定める持分の払い戻しは、脱退のときから2年間請求を行わない場合はその請求権は時効によって消滅する。

4 前項に規定する時効に係る出資金は、準備金に繰り入れるものとする。

(出資口数の減少)

第16条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度末においてその出資口数を減少すべきことを請求することができる。

① 営業を休止したとき

② 営業の一部を廃止したとき

③ その他、特にやむを得ない理由があるとき

2 この組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、前条の規定を準用する。

(適正化規程の遵守)

第17条 組合員は、適正化規程が定められたときは、これに従わなければならない。

2 削除(適正化規程)

3 削除(適正化規程)

(届出事項)

第18条 組合員は、その氏名若しくは名称、住所又は営業を行う場所及び賦課金引落日口座番号を変更したときは、15日以内にその旨を組合に届け出なければならない。

第4章 出資及び持分

(出資の引受)

第19条 組合員は、出資4口以上を有しなければならない。

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、500円とする。

(出資の払込)

第21条 出資は、一時にその全額を払込まなければならない。

(出資口数の最高限度)

第22条 一組合員の有することができる出資口数は、1000口を越えてはならない。

(持分)

第23条 組合の持分は、この組合の正味財産について、その出資口数に応じ算定する。

- 2 持分の算定に当っては、その基礎となる金額の百円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 総会

(総会)

第24条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第25条 総会は、第28条の規定により組合員が招集する場合を除いて、理事長が招集し、議長は、その総会で選任する。

(通常総会の招集)

第26条 通常総会は、理事会の議決を経て、3月31日から5月31日までの間において招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第27条 臨時総会は、必要に応じ、理事会の決議を経て何時でも招集することができる。

- 2 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集することを決しなければならない。

(組合員による総会の招集)

第28条 前条第2項の規定により臨時総会の招集を請求した組合員は、その請求をした日から10日以内に理事長が総会招集の手続きをしないときは、県知事の承認を得て臨時総会を招集することができる。この場合における議長は、その臨時総会において選任するものとする。

(総会招集の手続き)

第29条 総会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合員名簿に記載してある組合員の住所あてに送付して行うものとする。

(延期又は続行の決議)

第30条 総会においては、延期又は、続行の決議をすることができる。

(総会の議決事項)

第31条 次の掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- ① 解散
- ② 総代の選任（補欠総代の選任を除く）

③ 非出資組合への移行に関する定款の変更

(総会の議事)

第32条 総会は、総組合員数の半数以上の出席がなければ、議事を開いて議決することができない。この場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する組合員は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、組合の解散については、総組合員数の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

3 総会においては、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、組合の解散については、この限りではない。

(議事録)

第33条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。電磁的記録とは、人の知覚では認識できない、電子式・磁気式・光学式などの方法で記録され、コンピューターで処理される記録のことで、ハードディスク・CD・DVDなどに蓄積される記録をいう。

2 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- ① 総会が開催された日時及び場所（該当場所に存しない役員又は組合員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- ② 総会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 総会に出席した役員の氏名
- ④ 議長の氏名
- ⑤ 議事録の作成に係わる職務を行った理事の氏名

(議決権及び選挙権)

第34条 組合員は、総会においておのおの1個で、かつ、平等の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は、書面又は代理人をもって、第29条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、その組合員の親族、法人の役員、従業員又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 代理人は、10人以上の組合員を代理することができない。

4 代理人は、代理権を証する書面を別に定める規定にしたがいこの組合に提出しなければならない。

第6章 総代会

(総代会)

第35条 この組合は、組合員の総数が五百人を超える場合、総会に代わるべき総代会を設ける。

- 2 総代の定数は、その選任のときにおける組合員の総数の10分の1以上とする。
- 3 総代は、総会において組合員のうちから選任し、その任期は3年とする。ただし補欠総代の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 総代会において議決権及び選挙権を行使する代理人は、他の総代でなければならない。又代理人は、2人以上の総代を代理とすることができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。
- 6 総代の欠員の補充は、その定数の5分の1以上の欠員を生じたとき、その他理事会において必要と認めた場合に、総代会において行なう。

(通常総代会の招集)

第36条 総代会は、毎年、事業年度開始後2か月以内に招集しなければならない。

(準用)

第37条 総代会については、第24条(総会)、第25条(総会の招集、議長)、第27条(臨時総会の招集)、第28条(組合員による総会の招集)、第29条(総会招集の手続き)、第30条(任期又は続行の決議)、第32条第1項及び第2項本文(総会の議事)、第33条(議事録)を準用する。この場合、「総会」とあるのは「総代会」と、「通常総会」とあるのは「通常総代会」と、「臨時総会」とあるのは「臨時総代会」と、「組合員」とあるのは「総代」と、「総組合員」とあるのは「総代総数」と読みかえるものとする。ただし、第32条の準用において、組合の解散については適用しない。

(総代会の議決事項)

第38条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。ただし、第1号、第6号及び第8号から第11号まで並びに第13号については、出席者の議決権の3分の2以上の議決を必要とする。

- ① 定款の変更(非出資組合への移行に係るものを除く。)
- ② 役員を選任
- ③ 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- ④ 組合員に対する組合費の賦課及び徴収の方法
- ⑤ 振興計画の作成及び実施
- ⑥ 共済規程の設定、変更又は廃止
- ⑦ 共済金の削減又は共済掛金の追徴

- ⑧ 組合員の除名
- ⑨ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「法」という。）
第56条第1項の申し出
- ⑩ 法第57条第1項の申し出
- ⑪ 組合協約の締結又は変更に係る承認
- ⑫ 小組合の設立に関する同意
- ⑬ 適正化規程の設定、変更又は廃止
- ⑭ その他この定款で定めた事項

2 総代会においては、出席した総代の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項について議決することができる。ただし、次に掲げる事項については議決することができない。

- ① 定款の変更
- ② 適正化規程の設定、変更又は廃止
- ③ 共済規程の設定、変更又は廃止
- ④ 組合員の除名
- ⑤ 法第56条の6第1項の申し出
- ⑥ 法第57条第1項の申し出

3 総代会の議決について特別の利害関係のある者は、議決権を行使することができない。この場合において、行使することのできない議決権の数は、出席者の議決権の数に算入しない。

第7章 役員

（役員）

第39条 この組合に、次に掲げる役員を置く。

- ① 理事40名以上60名迄
- ② 監事4名

2 役員は、総代会において選任する。

3 理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3か月以内に補充しなければならない。

5 総代は、役員を兼ねることができない。

（任期）

第40条 役員任期は、3年とする。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではなお従前の職務を行うものとする。

(理事)

第41条 理事は、理事会を組織して業務の執行に当る。

(理事長、副理事長、専務理事、常任理事)

第42条 理事のうち、理事長1人を理事の互選により決定し、副理事長3人、専務理事1人及び常任理事8人を、それぞれ理事会の同意を得て理事長が選任する。

- 2 理事長は、代表理事として業務を総理し、この組合を代表する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名する副理事長がその職務を代行する。
- 4 専務理事は、常時業務を遂行掌理する。
- 5 常任理事は、業務を分担執行する。

(監事)

第43条 監事は、会計の監査を行う。

- 2 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事長に対し会計に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 4 監事は、この組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

(役員 of 忠実義務)

第44条 理事及び監事は、法令、定款等の定め並びに総会及び総代会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員 of 報酬)

第45条 役員 of 報酬は、総代会において定める。

(役員 of 解任)

第46条 組合員は、総組合員 of 5分の1以上の連署を以って、解任 of 理由を記載した書面を理事長に提出して役員 of 解任を請求することができる。

- 2 前項 of 規定による解任 of 請求は、理事 of 全員又は監事 of 全員について同時にしなければならない。ただし、法令又はこの定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りではない。
- 3 第1項 of 規定による解任 of 請求があったときは、理事長は、その請求を総代会 of 議に付し、かつ、総代会会日 of 一週間前までに、その請求に係る役員に第1項 of 書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- 4 第1項の規定による解任の請求について、総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

(相談役及び顧問)

第47条 この組合に相談役及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 相談役は、多年業界又は組合に功労のあった者のうちから、顧問は、学識経験のある者のうちから、それぞれ理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 相談役及び顧問は、理事長の諮問に応じ、又は業務について意見を述べることができる。
- 4 相談役の任期は3年とし、顧問の任期は1年とする。

第8章 職 員

(職員及び任免)

第48条 この組合に、次に掲げる職員を置く。

① 組合職員

事務局長	1名 (管理職とする)
部長又は課長	若干名 (管理職とする)
係長、主任又は事務員	若干名

② 学校職員

学校長	1名
副学校長	1名

- ③ 前号の職員を除く学校職員については、美容師養成施設指定規則に準拠し、かつ学校の円滑な運営に必要な人員を置き、その職階等は学校運営規程で定める。ただし、その総数については、理事会の議決を得なければならない。

2 職員の任免は、次の各号によるものとする。

- ① 学校長は、理事会の同意を得て理事長が任免する。
- ② 事務局長、副学校長及び管理職に当たる者は、常任理事会の同意を得て、理事長が任免する。
- ③ 前2項に係る職員を除く組合職員及び学校職員は、理事長が任免する。

- 3 理事長は、職員の任免をしたときは、直近の理事会に報告するものとする。
- 4 組合職員及び学校職員は、理事長の命を受け、組合事務又は学校事務に従事する。
- 5 組合職員のうち、管理職指定の職に就任した者は、理事長を補佐するとともに分掌事務を遂行し、係長職以下の職員を指導、監督しなければならない。
- 6 職員の労働条件及び待遇等については、別に定める。

第9章 理事会

(理事会の招集)

第49条 理事会は、必要に応じ理事長が招集し、議長は、その理事会で選任する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対して、会議の目的となる事項を記載した書面を提出して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった場合において、5日以内に、その請求から2週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、その理事会を請求した理事が理事会を招集することができる。
- 4 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に発送して行うものとする。
- 5 理事全員の同意があるときは、前項の招集の手続を省略して理事会を開くことができる。

(議決事項)

第50条 理事会において、次に掲げる事項について議決する。

- ① 総会又は総代会の招集及び総会又は総代会に提出する議案
- ② 組合員の加入の諾否
- ③ 業務運営の具体的方針の決定
- ④ 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- ⑤ その他この定款に定める事項

(理事会の議事)

第51条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により理事会の議事に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係のある理事は、議決に加わることができない。
- 5 前項の規定により議決に加わることのできない理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

(理事会の議事録)

第52条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事が理事会に出席し

た場合における当該出席の方法を含む。)

- ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときはその旨
 - イ 第49条第2項の規定による理事の請求を受けて召集されたもの
 - ロ 第49条第3項の規定により理事が召集したもの
- ③ 理事会の議事の経過の要領およびその結果
- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 議長の氏名

第10章 事業年度

(事業年度)

第53条 この組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、この組合が設立された年の事業年度は設立の日に始まる。

第11章 業務執行及び会計

(定款その他書類の備付け及び閲覧)

第54条 理事長は、定款、適正化規程を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 理事長は、総会及び総代会並びに理事会の議事録を10年間主たる事務所に、その謄本を5年間従たる事務所に備えておかなければならない。

3 第1項の組合員名簿には、次の事項を記載しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所
- ② 加入の年月日
- ③ 出資口数
- ④ その他必要と認める事項

4 組合員及びこの組合の債権者は、何時でも、理事長に対し、第1項及び第2項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第55条 理事長は、通常総代会の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び付属明細書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 理事長は、監事の意見を添えて前項の書類を通常総代会に提出し、その承認を求めなければならない。

- 3 組合員及びこの組合の債権者は、何時でも理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第56条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得たことを証する書面を提出して、何時でも理事長に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのに、拒んではならない。

(経費の支弁)

第57条 この組合の経費は、次の各号に掲げるものを以って支弁するものとする。

- ① 出資金
- ② 組合費
- ③ 加入金
- ④ 手数料及び使用料収入
- ⑤ その他の収入

(組合費)

第58条 この組合は、組合員に対し組合費を賦課する。

- 2 前項の組合費の賦課額及び徴収の方法その他必要な事項は、総代会において決定する。

(使用料)

第59条 この組合は、第7条第6号の共同施設を利用した組合員に対し、使用料を課することができる。

- 2 前項の使用料の額及び徴収の方法は、総代会において決定する。

(手数料)

第60条 この組合は、組合員に代わって、当該組合員の利益のためになした行為に対して、手数料を課することができる。

- 2 前項の手数料の額及び徴収の方法は、総代会において決定する。

(法定準備金)

第61条 この組合は、出資総額に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を法第49条の4第1項に規定する準備金として積み立てるものとする。

- 2 加入金、過怠金及び第15条第1項ただし書の規定により払戻しをしない金額は、準備金に繰り入れるものとする。

(特別積立金)

第62条 この組合は、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立て

るものとする。

- 2 前項の特別積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、総代会の議決により、臨時緊急の費用に充当することができる。

(剰余金及び繰越金)

第 63 条 一事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを剰余金とし、第 61 条の規定による準備金、前条の規定による特別積立金及び納税引当金を控除して、なお剰余金があるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の配当)

第 64 条 剰余金の配当は、総代会の議決を経て、年 1 割の範囲内において、毎事業年度末における組合員の出資額に応じて行い、なお剰余金があるときには、総代会の議決により処分するものとする。

- 2 前項の剰余金を配当する場合は、組合員の同意を得て増資金に充てることができる。
- 3 剰余金の配当については、第 23 条第 2 項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第 65 条 損失金のてん補は、第 62 条の特別積立金により行い、なお不足があるときは第 61 条の準備金により行うものとする。

(職員の退職準備積立金)

第 66 条 この組合は、毎事業年度末において、職員退職給与支払い準備積立金として、職員給与総額の 100 分の 1 以上を計上する。

第 12 章 共済事業

(共済事業)

第 67 条 この組合は、定款第 7 条第 10 号に基づき共済事業を行う。

- 2 共済事業の運営に関する事項は、総代会の議決により規程において定める。

第 13 章 解散及び清算

(解散)

第 68 条 この組合は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 破産
- ③ 法第 52 条の 3 の規定に基づく県知事の解散命令

- 2 前項第 1 号の総会の決議は、県知事の認可を受けなければその効力を生じない。

(清算人)

第 69 条 この組合が解散したときは、破産による場合を除いては、理事が清算人となる。
ただし、総会において他人を選任したときは、この限りではない。

第 14 章 雑 則

(小組合設立の同意)

第 70 条 小組合の設立に関する組合の同意については、厚生省令第 13 条の 5 の規定により連合会が設ける同意の基準によるものとする。

2 この組合は、設立につき同意を行った小組合の事業の運営につき、その健全な発達を図るため、援助又は助言をすることができる。

(運営規程の制定)

第 71 条 この定款を適正、かつ、円滑に運用するため、総会、総代会および理事会、その他運営に必要な事項は、運営規程において定める。

2 運営規程の改廃は、総代会の議決を経なければならない。

(諸規程の制定)

第 72 条 組合は、定款、運営規程のほか、組合の運営に必要な事項を別途定めることができる。

2 前項による規程等の制定及び改廃は、総代会又は理事会の議決を経なければならない。

附 則

(経過規定)

1 この定款の変更により出資組合へ移行する場合におけるこの組合の事業年度は、第 53 条の規定にかかわらず、収支決算に関しては、同条に規定する事業年度の開始の日からその移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

2 この組合創立当初の役員の任期は、第 40 条の規定にかかわらず、昭和 33 年 3 月 31 日とする。

3 平成 8 年 8 月及び平成 10 年 11 月理事会の議を経て設置した八幡東支部及び中央支部は、この定款第 5 条ただし書きによって設置したものとみなす。

4 平成 12 年 5 月 22 日。この改正は、知事の認可を得た日から施行する。ただし、定款の名称及び第 2 条の組合の名称の変更については、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

5 平成 15 年 5 月 26 日。この改正は、知事の認可を得た日から施行する。

ただし、第8条第2項の養成施設の名称の変更については、平成16年4月1日から施行する。

(効力の発生)

1 この定款は、創立総会の議決を経て県知事の認可を受けた日より効力を発生する。

2 この定款の改正部分は、その改正の認可を得た日から施行する。

昭和32年	10月14日	創立総会にて議決
昭和33年	4月11日	第2回事業年度通常総会にて改正
昭和34年	4月27日	第3回事業年度通常総代会にて改正
昭和35年	4月28日	第4回事業年度第1回臨時総代会にて改正
昭和37年	5月25日	第6回事業年度通常総代会にて改正
昭和38年	5月27日	第7回事業年度通常総代会にて改正
昭和40年	1月11日	第8回事業年度第1回臨時総代会にて改正
昭和40年	5月24日	第9回事業年度通常総代会にて改正
昭和41年	5月23日	第10回事業年度通常総代会にて改正
昭和44年	5月19日	第13回事業年度通常総代会にて改正
昭和45年	5月11日	第14回事業年度通常総代会にて改正
昭和49年	3月29日	第17回事業年度第1回臨時総代会にて改正
昭和50年	5月26日	第19回事業年度通常総代会にて改正
昭和55年	5月4日	第23回事業年度第1回臨時総代会にて改正
昭和55年	8月25日	第24回事業年度第1回臨時総代会にて改正
昭和58年	5月30日	第27回事業年度通常総代会にて改正
昭和61年	5月26日	第30回事業年度通常総代会にて改正
平成5年	5月24日	第37回事業年度通常総代会にて改正
平成6年	5月16日	第38回事業年度通常総代会にて改正
平成7年	5月15日	第39回事業年度通常総代会にて改正 (平成7年6月28日認可)
平成10年	5月25日	第42回事業年度通常総代会にて改正 (平成12年3月14日認可)
平成11年	5月24日	第43回事業年度通常総代会にて改正 (平成12年3月14日認可)
平成12年	5月22日	第44回事業年度通常総代会にて改正 (平成12年8月8日認可)
平成15年	5月26日	第47回事業年度通常総代会にて改正

(平成 15 年 6 月 25 日認可)

平成 19 年 5 月 28 日 第 51 回事業年度通常総代会にて改正
(平成 19 年 8 月 31 日認可)

平成 23 年 5 月 23 日 第 55 回事業年度通常総代会にて改正
(平成 24 年 7 月 25 日認可)

平成 24 年 5 月 28 日 第 56 回事業年度通常総代会にて改正
(平成 24 年 7 月 25 日認可)

平成 25 年 5 月 27 日 第 57 回事業年度通常総代会にて改正
(平成 25 年 7 月 17 日認可)

平成 26 年 5 月 19 日 第 58 回事業年度通常総代会にて改正
(平成 26 年 7 月 2 日認可)